

令和元年第6回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和元年5月27日(月)

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 午後 13時30分

閉会時刻 午後 14時50分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	出	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	欠
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	出
出席 13名			欠席 1名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中弥一	出	南畑1	関根和市	出
水谷2	神山稔	出	南畑2	谷合章	出
鶴瀬1	横山勝之	出	南畑3	萩原好伸	出
鶴瀬2	星野幸夫	出			
出席 7名			欠席 0名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷合正史	事務局次長	池上和也
事務局主査	吉野武明	事務局主任	荒木貢

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- | | | |
|-----|--------|----|
| 5 番 | 細田 福三 | 委員 |
| 6 番 | 大澤 英司 | 委員 |
| 7 番 | 大曾根 高男 | 委員 |
-

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第1-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土192リューベイ。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック2～5段積を設置。
- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、親族の融資で対応することとしており、「融資証明書」及び「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第1-2

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土なし。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック2段積を設置。
- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

○議長は、相続税の納税猶予に関する適格者証明1件を議題として上程し、事務局の説明の後、全委員に諮り、全委員の賛成により「承認」された。

○議案第2-1

(事務局説明)

本件は、平成30年5月17日に相続開始となり、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが、平成31年3月4日付けで提出されたものです。

事務局において、3月6日に現地確認を行いました。証明願いに記載された農地12筆3,902.71㎡について、農地として適正に管理されていることを報告いたします。

なお、この案件については提出書類の不備があり、5月に書類が整いましたので、5月の総会案件となりました。

(担当委員からの説明)

現地調査及び申請者宅を訪問し、お話を伺い、申請者の農業経営状況を確認しました。家族5名とパート3名で花卉栽培をされております。よろしく申し上げます。

第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認3件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」と承認された。

○議案第3 - 1 から3 - 3 については関連性があるため一括審議とした。

(事務局説明)

本件は、平成11年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和元年の11月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、朝霞税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載されたそれぞれの農地3筆2,920㎡について、5月8日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの報告)

市外の方の農地でしたので、現地調査のみ行いました。それぞれ農地として利用されていることが確認できました。

第4号議案 生産緑地の取得の斡旋について

○議長は、生産緑地の取得の斡旋1件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

○議案第4 - 1

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関しての斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について(依頼)」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は6月6日までに事務局まで報告をお願いします。

日程第3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 平成31年4月18日から令和元年5月17日まで)

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1件

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 6件

日程第4 協議報告事項

1. その他

議長は、令和元年第6回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年5月27日

議 長

5 番

6 番

7 番
